

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和 6 年 3 月 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 山下 秀幸
(公印省略)

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業(沖合底びき網(かけまわし):日本海大和堆海域)に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間
A: 自) 令和 6 年 6 月 6 日
至) 令和 6 年 6 月 25 日
B: 自) 令和 6 年 6 月 24 日
至) 令和 6 年 7 月 13 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノエイブ1006階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209
- ② 宅配便着払いによる交付
任意様式に「海洋水産資源開発事業(沖合底びき網(かけまわし):日本海大和堆海域:A又はB)に係る用船入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「海洋水産資源開発事業(沖合底びき網(かけまわし):日本海大和堆海域:A又はB)に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、

担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和6年3月29日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑（アドレスは入札説明書に記載）を行うこととする。当日は入札説明会を開催し、質疑の回答は、本会に代る。質疑が生じた場合も随時受け付け、対応する。内容が個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記載がある場合及び法的に不当な差別を及ぼすおそれがあるときは、当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

5. 提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を下記6.に定める受領期限までに提出場所に正1部を提出すること。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札書の受領期限及び提出場所

令和6年4月18日 17時00分
3.①に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

A: 令和6年4月26日 13時30分
B: 令和6年4月26日 14時30分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノエイブ1006階
国立研究開発法人水産研究・教育機構会議室
開札後、価格評価点の計算及び技術評価点の合計作業があるため落札者の決定まで所要時間が必要となることがある。
また、下記7.で不合格となつた者の入札書は開札しない。

7. 提案書の審査

入札者が提出した提案書は、評価項目一覧（要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち基礎項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

8. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の可否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であり、かつ基礎項目の要求を満たす者の入札価格が最も安いこととする。また、入札者の入札価格が最も安いこととする。また、入札者の入札価格が最も安いこととする。また、入札者の入札価格が最も安いこととする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。ただし、地方公共団体を除く。

(7) 詳細は入札説明書による。

9. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発

- 法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるか認められる者を含む。は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によること等により影響を与えらるる。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額による。取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
- 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名目、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当該契約の役員経歴、経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
- ④ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
- (5) その他
- 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力を願います。また、応募又は契約の締結を願う場合は、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（沖合底びき網（かけまわし）：日本海大和堆海域に係る用船：A(令和6年6月6日～令和6年6月25日)

2. 調査目的・概要

日本海大和堆海域のドスイカを対象に、いか類加工原料として安定供給を図るための漁場評価や漁具漁法の最適化および利用促進のための流通や利用加工の適正化を目指すことで、同海域を利用する沖合底びき網漁業の漁獲対象種の拡大を図る。

3. 調査項目

(1) かけまわし漁法による日本海大和堆海域での試験操業

日本海大和堆海域に分布する未利用低利用資源であるドスイカの有効活用を目的に、かけまわし漁法で操業を行う沖合底びき網漁業を対象に収益性の確保を企図した漁場評価のための試験操業を実施する。試験操業では、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船した漁船が同海域での通常操業で使用するかけまわし漁具を用いてドスイカやその他の有用種を漁獲し、水揚げによる収益性の有無およびその程度で漁場の利用可能性を評価する。また、かけまわし漁法での効率的な操業方法の確立を目指して各種のデータ収集を行う。

出入港および漁場までの往復航海にかかる操船、操業作業および漁獲物の選別や製品生産・管理・水揚げ等の船上での通常の漁労作業全般は調査員指示の下で乗組員が行う。具体的な操業地点は、乗組員と調査員相談の上で決定する。操業に関する情報（時刻、場所等）の収集は、調査員によって行うが、必要に応じて乗組員は調査員の指示により適宜で対応する。操業において漁具が破損した場合は、乗組員により修繕作業を行う。また、必要に応じて、通常および探索航走中や操業中における魚群探知機の映像あるいは音響反応データを収録する。

本調査で用船する漁船は、同海域での通常の操業で使用するかけまわし漁具について、海底底質が荒場での操業の実施に備えて、予備も含めて新品2式を用意すること。また、通常の操業実施で想定される程度の漁具破損を修繕するために必要な資材等を用意すること。魚群探知機の映像あるいは音響反応データを収録するために必要な機器類はそれぞれ機構が用意する。

(2) 操業中の漁具挙動を把握するためのデータ収集

大和堆海域でのかけまわし漁法の操業で使用する漁具の基礎的な性能および操業中の挙動変化を確認するとともに、効率的な操業の実現を図るための検討材料を得るために漁具挙動を把握するためのデータを収集する。漁具挙動を把握するためのデータ収集は、かけまわし漁具の各部位に深度計を装着して深度履歴を記録して沈

降速度や網口高さ等の変化を確認するとともに、間隔記録計を手木付近に装着して操業中の両舷手木の間隔を調べる。漁具挙動の把握に必要な計測機器は機構が用意し、それらの漁具への装着は調査員あるいは調査員指示のもと乗組員が行う。

(3) 入網状況の把握のための各種測定

本調査で漁獲される未利用低利用魚を含めた全ての入網物について、操業地点ごとの漁場評価および分布特性や資源生態学的な特性を把握するために各種測定を行う。入網物の測定項目は、魚種組成、個体数および重量等の把握であり、これらに関する各作業は調査員が中心に行い、乗組員はこれを補助する。漁獲物の測定に必要な機材一式は機構が用意する。

(4) ドスイカの製品生産およびサンプルの作製

漁獲したドスイカは、冷凍パンを用いたブロック凍結処理により定貫重量の通常製品を作製する。また、ドスイカの販路拡大や単価向上の可能性を見出すため、サイズ選別、ツボ抜き、開きおよびゲソに分けたサンプル製品を、上記の通常製品と同様にブロック凍結処理の定貫重量で作成する。通常製品の作製に掛かる作業は調査員の指示のもと乗組員が行い、サンプル製品の作製に掛かる作業は調査員と乗組員が共同で行う。ブロック凍結処理およびサンプル作製に必要な冷凍パンと個別急速冷凍 (IQF) に使用する波状の板 (波板) は請負者が十分な数量用意し、ドスイカおよびその他漁獲物の製品生産や水揚げに必要な冷凍パンと波板以外のその他の資機材等は機構が用意する。

(5) 生物調査のための各種測定

入網したドスイカの外套背長組成の把握するための体長測定および個体重量、雌雄判定および成熟度等の生物学的な情報を得るための多項目測定を行う。体長測定および多項目測定は調査員が行い、必要に応じて乗組員は調査員を補助する。体長測定および多項目測定に必要な機材等は機構が用意する。

(6) 船上作業の撮影

用船期間中の操業状況および漁獲物の選別状況を映像で記録するために、船上に複数のビデオカメラを設置する。船上作業の撮影に使用する機材は機構が用意し、機材の取り付け、データ保存等は調査員が行う。

4. 漁獲物の取扱い

調査により取得した漁獲物等はすべて開発調査センターに帰属するものとし、善良なる管理者の注意をもって漁獲物およびその製品を管理するものとする。

5. 船舶等の必要な要目

- (1) 漁業種類 沖合底びき網漁業
- (2) 航海能力 10 日以上の無寄港航海が可能であること。
- (3) 総トン数 100 トン以上 180 トン未満

(4) 漁具および漁労設備

- 1) 大和堆海域でのかけまわし漁法の操業に必要なウインチやリール等の漁労設備および曳き綱を有すること。
- 2) 大和堆海域で通常の操業を行う際のかけまわし用の新品の底びき網漁具 2 式を用意すること。また、同漁具の詳細は、調査員と協議のうえ決定し、網図面を機構に提出すること。
- 3) 冷凍製品の生産および保管：1 日当りの冷凍製品の生産数量は 3 トン以上であること。また、1 航海あたりの製品保管は 20 トン以上の漁獲物の収容が可能であること。以上を満たす十分な急速船内冷凍処理および冷凍製品の保管が可能な装備を有し、漁獲物の品質維持が可能なこと。
- 4) 大和堆海域での通常のかけまわし漁法の操業で想定される範囲の漁具破損を修繕するために必要な資材等を用意すること。

(5) 付帯設備

- 1) 航海及び漁労計器等：GPS、レーダー、プロッター、魚群探知機および表面水温計を備えていること。なお、GPS 機器は、NMEA 型式のデータ出力機能を有すること。
- 2) 作業場所等：調査員がデータ処理のため優先的に使用可能な作業場所を有すること。
- 3) 電源：調査に使用する機器類に使用するための AC 100 V の電源を有すること。
- 4) 通信機器：衛星通信を介した船舶電話および FAX を有すること。
- 5) その他有ることが望ましい設備等（ただし、必須条件とはしない）：ドップラー潮流計、音響データの収録が可能機能を有する魚群探知機を備えていることが望ましい。

(6) その他

- 1) 直近 3 年以内に大和堆海域でのかけまわし漁法の操業実績を有し、同海域における漁場特性の知見を有すること。
- 2) 最大搭載人員中に、その他の乗船者として 2 名以上を含むことができること。
- 3) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

6. 乗組員

- (1) 乗組員数は 12 名以上とし、漁労長、船長及び機関長に加え、かけまわし操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- (2) 漁労長は、かけまわし漁法について十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数はかけまわし漁業の経験があり、かけまわし漁具作製に関する十分な知識と技術を有すること。
- (4) 出入港時並びに操業中は、恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

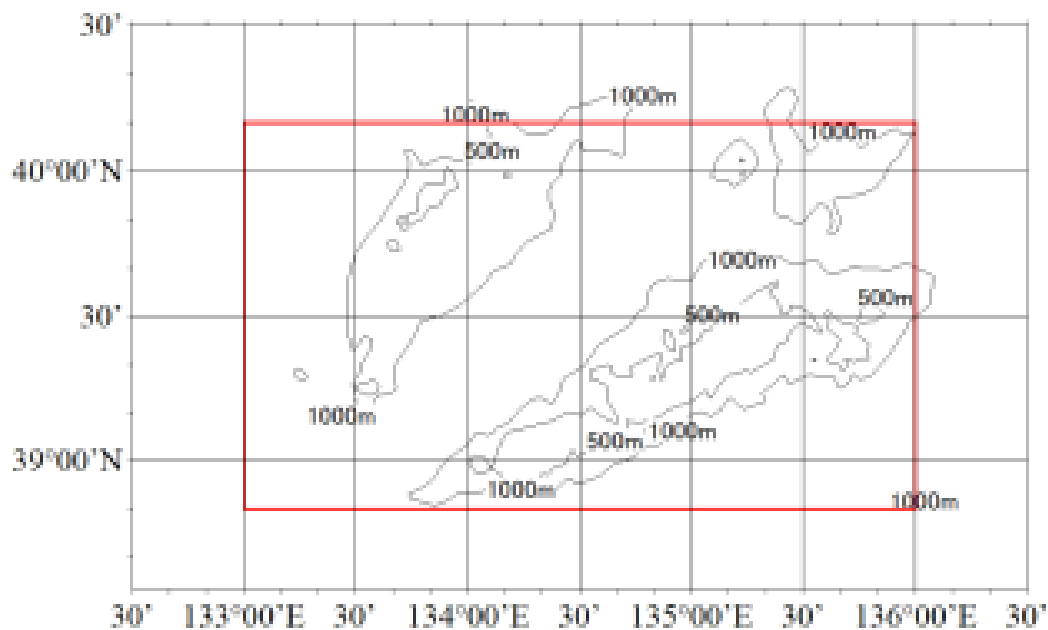
7. 用船開始日：令和6年6月6日（木）（兵庫県浜坂漁港）

用船解除日：令和6年6月25日（火）（兵庫県浜坂漁港）

（注）ただし，用船開始・解除の日程は，開発調査センターと請負者の協議で変更可能とする。

8. 調査海域：日本海大和堆海域

（北緯40度10分9秒の線，北緯38度50分10秒の線，東経135度59分49秒の線および東経132度59分50秒の線により囲まれた海域，赤枠）



9. 担当研究所：開発調査センター

10. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター及び電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

(1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については，用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。

(2) 上記（1）のチェックは，契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか，調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は，マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが，このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については，一切，機構では保障しない。したがって，契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行

うことが望ましい。

1 1. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとするが、それ以外の運航に必要な全ての消耗品類等は請負者側の負担となる。
- (4) 本件を請け負う者は、同一船舶において本調査事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業および補助金と重複があってはならない。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（沖合底びき網（かけまわし）：日本海大和堆海域に係る用船：B(令和6年6月24日～令和6年7月13日)

2. 調査目的・概要

日本海大和堆海域のドスイカを対象に、いか類加工原料として安定供給を図るための漁場評価や漁具漁法の最適化および利用促進のための流通や利用加工の適正化を目指すことで、同海域を利用する沖合底びき網漁業の漁獲対象種の拡大を図る。

3. 調査項目

(1) かけまわし漁法による日本海大和堆海域での試験操業

日本海大和堆海域に分布する未利用低利用資源であるドスイカの有効活用を目的に、かけまわし漁法で操業を行う沖合底びき網漁業を対象に収益性の確保を企図した漁場評価のための試験操業を実施する。試験操業では、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船した漁船が同海域での通常操業で使用するかけまわし漁具を用いてドスイカやその他の有用種を漁獲し、水揚げによる収益性の有無およびその程度で漁場の利用可能性を評価する。また、かけまわし漁法での効率的な操業方法の確立を目指して各種のデータ収集を行う。

出入港および漁場までの往復航海にかかる操船、操業作業および漁獲物の選別や製品生産・管理・水揚げ等の船上での通常の漁労作業全般は調査員指示の下で乗組員が行う。具体的な操業地点は、乗組員と調査員相談の上で決定する。操業に関する情報（時刻、場所等）の収集は、調査員によって行うが、必要に応じて乗組員は調査員の指示により適宜で対応する。操業において漁具が破損した場合は、乗組員により修繕作業を行う。また、必要に応じて、通常および探索航走中や操業中における魚群探知機の映像あるいは音響反応データを収録する。

本調査で用船する漁船は、同海域での通常の操業で使用するかけまわし漁具について、海底底質が荒場での操業の実施に備えて、予備も含めて新品2式を用意すること。また、通常の操業実施で想定される程度の漁具破損を修繕するために必要な資材等を用意すること。魚群探知機の映像あるいは音響反応データを収録するために必要な機器類はそれぞれ機構が用意する。

(2) 操業中の漁具挙動を把握するためのデータ収集

大和堆海域でのかけまわし漁法の操業で使用する漁具の基礎的な性能および操業中の挙動変化を確認するとともに、効率的な操業の実現を図るための検討材料を得るために漁具挙動を把握するためのデータを収集する。漁具挙動を把握するためのデータ収集は、かけまわし漁具の各部位に深度計を装着して深度履歴を記録して沈

降速度や網口高さ等の変化を確認するとともに、間隔記録計を手木付近に装着して操業中の両舷手木の間隔を調べる。漁具挙動の把握に必要な計測機器は機構が用意し、それらの漁具への装着は調査員あるいは調査員指示のもと乗組員が行う。

(3) 入網状況の把握のための各種測定

本調査で漁獲される未利用低利用魚を含めた全ての入網物について、操業地点ごとの漁場評価および分布特性や資源生態学的な特性を把握するために各種測定を行う。入網物の測定項目は、魚種組成、個体数および重量等の把握であり、これらに関する各作業は調査員が中心に行い、乗組員はこれを補助する。漁獲物の測定に必要な機材一式は機構が用意する。

(4) ドスイカの製品生産およびサンプルの作製

漁獲したドスイカは、冷凍パンを用いたブロック凍結処理により定貫重量の通常製品を作製する。また、ドスイカの販路拡大や単価向上の可能性を見出すため、サイズ選別、ツボ抜き、開きおよびゲソに分けたサンプル製品を、上記の通常製品と同様にブロック凍結処理の定貫重量で作成する。通常製品の作製に掛かる作業は調査員の指示のもと乗組員が行い、サンプル製品の作製に掛かる作業は調査員と乗組員が共同で行う。ブロック凍結処理およびサンプル作製に必要な冷凍パンと個別急速冷凍 (IQF) に使用する波状の板 (波板) は請負者が十分な数量用意し、ドスイカおよびその他漁獲物の製品生産や水揚げに必要な冷凍パンと波板以外のその他の資機材等は機構が用意する。

(5) 生物調査のための各種測定

入網したドスイカの外套背長組成の把握するための体長測定および個体重量、雌雄判定および成熟度等の生物学的な情報を得るための多項目測定を行う。体長測定および多項目測定は調査員が行い、必要に応じて乗組員は調査員を補助する。体長測定および多項目測定に必要な機材等は機構が用意する。

(6) 船上作業の撮影

用船期間中の操業状況および漁獲物の選別状況を映像で記録するために、船上に複数のビデオカメラを設置する。船上作業の撮影に使用する機材は機構が用意し、機材の取り付け、データ保存等は調査員が行う。

4. 漁獲物の取扱い

調査により取得した漁獲物等はすべて開発調査センターに帰属するものとし、善良なる管理者の注意をもって漁獲物およびその製品を管理するものとする。

5. 船舶等の必要な要目

- (1) 漁業種類 沖合底びき網漁業
- (2) 航海能力 10 日以上は無寄港航海が可能であること。
- (3) 総トン数 100 トン以上 180 トン未満

(4) 漁具および漁労設備

- 1) 大和堆海域でのかけまわし漁法の操業に必要なウインチやリール等の漁労設備および曳き綱を有すること。
- 2) 大和堆海域で通常の操業を行う際のかげまわし用の新品の底びき網漁具 2 式を用意すること。また、同漁具の詳細は、調査員と協議のうえ決定し、網図面を機構に提出すること。
- 3) 冷凍製品の生産および保管：1 日当りの冷凍製品の生産数量は 3 トン以上であること。また、1 航海あたりの製品保管は 20 トン以上の漁獲物の収容が可能であること。以上を満たす十分な急速船内冷凍処理および冷凍製品の保管が可能な装備を有し、漁獲物の品質維持が可能なこと。
- 4) 大和堆海域での通常のかげまわし漁法の操業で想定される範囲の漁具破損を修繕するために必要な資材等を用意すること。

(5) 付帯設備

- 1) 航海及び漁労計器等：GPS、レーダー、プロッター、魚群探知機および表面水温計を備えていること。なお、GPS 機器は、NMEA 型式のデータ出力機能を有すること。
- 2) 作業場所等：調査員がデータ処理のため優先的に使用可能な作業場所を有すること。
- 3) 電源：調査に使用する機器類に使用するための AC 100 V の電源を有すること。
- 4) 通信機器：衛星通信を介した船舶電話および FAX を有すること。
- 5) その他有ることが望ましい設備等（ただし、必須条件とはしない）：ドップラー潮流計、音響データの収録が可能な機能を有する魚群探知機を備えていることが望ましい。

(6) その他

- 1) 直近 3 年以内に大和堆海域でのかけまわし漁法の操業実績を有し、同海域における漁場特性の知見を有すること。
- 2) 最大搭載人員中に、その他の乗船者として 2 名以上を含むことができること。
- 3) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

6. 乗組員

- (1) 乗組員数は 12 名以上とし、漁労長、船長及び機関長に加え、かけまわし操業が十分に行える人員を確保しておくこと。
- (2) 漁労長は、かけまわし漁法について十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数はかけまわし漁業の経験があり、かけまわし漁具作製に関する十分な知識と技術を有すること。
- (4) 出入港時並びに操業中は、恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

7. 用船期間

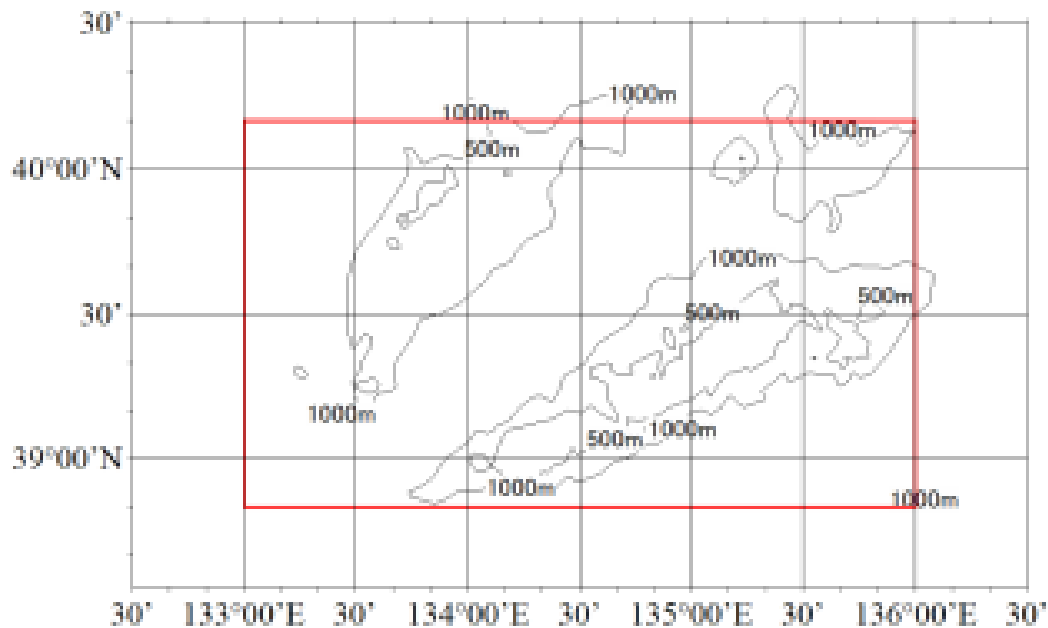
用船開始日：令和6年6月24日（月）（兵庫県浜坂漁港）

用船解除日：令和6年7月13日（土）（兵庫県浜坂漁港）

（注）ただし、用船開始・解除の日程は、開発調査センターと請負者の協議で変更可能とする。

8. 調査海域：日本海大和堆海域

（北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線および東経132度59分50秒の線により囲まれた海域、赤枠）



9. 担当研究所：開発調査センター

10. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター及び電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかでを行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、機構

では保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

1 1. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとするが、それ以外の運航に必要な全ての消耗品類等は請負者側の負担となる。
- (4) 本件を請け負う者は、同一船舶において本調査事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業および補助金と重複があってはならない。